

塘沽協定と黄郛

——協定発効後を中心に理解的アプローチによる再吟味——

坂野良吉

名古屋大学東洋史研究報告 三三号 二〇〇八年三月発行

一 はじめに

前稿で塘沽停戦協定（以下塘沽協定と略称）について論じ、それは月並な停戦協定ではなく、同時に多面的な政治的思惑を内包した協定であり、紛れもなく日中間の「城下の盟」であつたことを明らかにした^①。また、それと同時に、中国に一目瞭然苛酷なその協定に、蒋介石・汪兆銘合作政権とその意を受けた交渉実務責任者黄郛が積極的に関与していた事実も確認した。当然その限りでは、近年の黄郛再評価の試みとは逆に、黄の日華交渉における客観的役割に厳しい評価を下した。しかし同時に、沈亦雲夫人の黄郛回想の形を取った弁明の試みに対し、また黄郛研究の第一人者謝国興氏の黄郛論に

対しても、筆者の最終判断を留保した^②。

本稿では、その黄郛に焦点を絞って、塘沽協定について再吟味を目指す。協定の歴史的評価は前稿の通りである。しかし、前稿ですべての側面を明らかにし得たわけではない。なぜ黄郛は敢えて幾つもの「逸脱」を犯し、且つ国府にとつて、また中国の国益にとつて明白に不利な「協定・協約・申し合わせ」等に唯々諾々従つたか、まだ未解明としなくてはならない。本稿の検討課題はまさにこの点に尽きる。つまり、前稿で一旦下した判断を白紙に戻し、協定締結に対する黄の思惑を再検討し、協定が孕んだ危うさを炙り出してみたい。この再吟味の中から、国府側が言うところの「華北危局」がなぜ生じ、なぜ黄郛退場が七七盧溝橋事件を近づけたか、も浮かび上がるのではないか考へる。この課題設定の故に、本稿

では前稿の分析的アプローチを百八十度転じ、黄の動機・思惑等の解析を主眼に置きたい。

本論に入るに先立ち、上記「逸脱」問題に論及しておきたい。前稿を基に、黄郛対日外交の危うさにつき箇条書きにすればつぎの通りである。

一、(五月) 十四日平・津へ北上するに先立ち、黄郛は北平軍分会代理委員長何応欽からの、国府軍前線部隊を密雲県の線に撤収する旨の密電を根本博上海武官に内報した。結果的にこれが停戦の合図となり、日本側は交渉方針の詰めに入る。十七日の関東軍「停戦に関する善後処理方案」(略記)、翌日の参謀本部「停戦指導要領」(同前)に続く過程がそれに当たる。ただ、これで日軍は攻撃を緩め、あるいは停止したのではなく、撤収する国府軍を猛追したため、国府軍は総崩れ状況となった。

二、追い迫る日軍の前に、国府軍は蒋介石の命令で平津死守の準備を昼夜突貫で続けていたが、黄郛は五月二十二日夜半行政院長汪兆銘から対日交渉進行のゴーストが出るや、日本側中山北平公使館書記官(公使代理)、永津陸軍武官、藤原海軍武官らと徹夜の「密議」に臨み、中央の裁可を待つことなく停戦のための「四項目合意」

を受諾した。これを機に停戦交渉は一気に弾みが付いたが、その結果は国府軍代表による「陣前乞和」と屈從的な「城下の盟」となった。

三、停戦交渉に臨むに際し、蒋介石・汪兆銘は文書協定を回避すること、やむを得なければ軍事協定に限ること、且つ緊要事項は必ず中央に「請訓」し「核准」を仰ぐこと、等を繰り返し念押しした。しかし結果は、東四省の割譲・満州国承認等に繋がる政治協約を回避し得たものの、右念押しはすべて反故同然となった。

四、停戦協定は表向き軍事停戦協定であったが、その裏面に各種政治協約を内包させる点で合意がなされた。黄郛らは停戦が成り、平静が恢復された後に、協定の裏面に伏せられた政治協約の履行に「口約」を与えていたとされる。その結果停戦協定に続く一連の「善後交渉」では、国府は長城線を満・華境界として事実上認め、長城守備権を日軍に委ね、満州国不承認を国是とする一方で、関東軍の介在の下で満州国との間に通車・通郵の実現等々を申し合わせる事となった。

このどれもが尋常ではないのは議論の余地はない。黄郛の職責下で決められたこれらのことは、常識では「逸脱」と断

ずる他ない。ただ、凡そ「国難」時期の外交を考慮するに際し、上記逸脱は難局における外交責任者の裁量範囲かどうかの判断は残るのではないかと思う。言い換えれば、黄が日本軍・政関係者を足繁く訪ね、その中で相手側に国府軍最高機密を流し、上部の判断を待つことなく日本側の求める停戦条件に唯々諾々応じたのは、日本側に利用されるのも計算づくで対日交渉に賭けていたのではないか、つまり何種かの成算を基に動いていなかったか、疑いが残るとしなくてはならない。

前稿では、当事者黄郛らへの感情移入を極力抑制し、距離を置いて停戦協定をめぐる錯綜した思惑とその結果を分析することに努めたが、塘沽協定の歴史的評価には省いた面が欠かせないとの反省に達した。本統編稿執筆の動機にほかならない。本論で触れていくが、管見の限り、この種の理解的接近での批判的考察は、台湾の謝国興氏の試みを除けばまだ限られているし、大陸の楊天石氏らの成果も、批判の一面に偏って全面性に欠けるとせざるを得ない。更に付言すれば、このアプローチには黄郛をめぐる関係史料が余すところなく、かつ手を加えられない状態で保存されているという付帯要因も大きく与っている。

以下、第二章では黄郛に内在しながら協定成立過程を再吟味し、第三章では協定発効後黄郛が政整会委員長を辞任するまでの経緯を追い、第四章では黄郛退場後の日華関係を検証し、黄郛評価の回答としたい。

二 停戦協定締結過程の再吟味

協定締結過程は前稿ですで見たところであるが、再度黄郛の動きと思惑に絞って吟味し直してみたい。

まず北上決断の十四日（一九三三年五月）前後の動きに絞って見て行く。

すでにその時には日軍中樞で戦術が転換され、「両軍の相互撤退による停戦」の余地は消えていた。「関内作戦」の発動がそれであるが、問題はその時国府軍側では相互撤退による停戦という「默契」への傾斜が加速されていたことである。例えば十一日の時点で、北平軍分会代理委員長の何応欽は、在南京の軍政部次長陳儀に対し、「双方默契のもと、戦線整理の名分で某戦線を指定し、双方が同時に撤退する」線で日軍側と交渉するよう指示している。この「默契」策は遡って四月後半時点で、日軍中樞の意を受け根本（博）上海武官が

提起したとされるものであるが、何応欽らは旗色が悪くなつたこの時点でそれを蒸し返したのである。陳儀は難色を示しているが、何は日軍北平武官永津（佐比重）に接触し、「双方の默契が得られれば、作戦停止は可能」との感触を得、「重大な犠牲を避けられる」方途として黄郭に意向を質した結果、前稿で見たように「默契」推進の方針となつたのである。⁵

それを少し詳しく見ると、五月十二日黄郭は日軍猛襲と国府軍の被害が甚大化するのを前に、「節節戦退か迅速退去か」の二者択一を北平軍分会に提起し、「大胆に決心し、速やかに後方二十里密雲県の砲程外の地に撤収すれば、無益な犠牲を避けられる」としたうえで、「直ちに永津（北平武官）と折衝できれば、チャンスはある筈」とした。すでに前稿で触れたが、国府軍・政関係者、勿論黄も、前線の相次ぐ崩壊状況に浮き足立ち、たかだか関東軍二個師団を主力とする侵攻日軍に過剰なまでの脅威を抱き、平・津失陥の危機、華北の満州国化を危惧し、停戦実現を死活問題と見なしたのである。この十二日に彼は北上を決意して蒋介石に報告し、ついでの翌日蒋介石・汪兆銘・何応欽らに「華北危局解決」のために連帯責任を求めているが、そこで「関東軍某要人の滬友への回電」を伝えている。関東軍参謀副長岡村寧次が上海武官

根本經由で内報したとされる機密情報は、日軍に平・津攻撃の意図は皆無というものであったが、併せてその為には国府軍が日軍守備範囲外に撤収する必要がある旨も伝達された。黄郭はその際付言して、日本の荒木（貞夫）陸相が閣議で「華軍の反省を確認後長城に軍を返す」と表明している事実も挙げ、国府側の決断を促したのである。黄郭の決断に一抹の不安を感じて、何応欽・黄紹竑らは日軍側に「默契」に対する誠意ある保証を求めるべきとしたが、黄はすでに「默契」の賭けに動き始めていたのである。

十四日前後の検証は以上の通りであるが、この限りそれは『黄膺白先生年譜長編』下巻に書き留められている。⁷そこには十四日付けの軍分会決定を告げる何応欽・黄紹竑連名電報も収録されており、あるいはそれを根本武官經由で日軍に内報したと考えられる。「機密情報の日軍への内報」がこれを指すのであれば、それは前記十三日付日本側内報に報い、最大限の誠意を示そうとしたものと推測される。ただし、国府側の内報は黄郭限りでなされたのである。元来「默契」に期待したのは何応欽ら北平軍分会側なのであるが、日本側との直接交渉が忌避された国府内の状況に鑑みて、黄はそのリスクを個人で引き受け、「默契」の実現、つまり停戦と関東軍

の長城北への撤収実現に邁進したのである。史料を突き合わせて見る限りこのようなイメージとなる。^⑤

「默契」問題について今少し検討を続ける必要がある。つまり、それは相対する日軍側では、公的レベルでは根柢がないにもかかわらず、国府側がそれに傾斜し、その推進に決したことに懐疑が残るのである。それについて、前稿では、国府軍は日本側の戦術転換を見落とすか、あるいは誤認したとしたが、^⑥関連する日華双方の史料を精査してみると、国府軍・政当局の「默契」への「期待感」に現地日本側―軍及び公館―で迎合する動きに改めて注目すべきように思われる。

それについて考えられるのは根本上海武官の線であるが、関内作戦発令の前まで、根本は軍上層からある程度「交渉余地」、つまり裁量に任されていた。^⑦しかし、その余地が消滅した後も、根本は非公式折衝を継続し、国府側の「默契」策への期待感に迎合している様子が窺えるのである。これが事実とすると、国府側は根本周辺と非公式に停戦を模索したことになる。さらにその工作に永津北平武官、岡村関東軍参謀副長らが共謀していた可能性がある。あるいはそれに有吉明公使も一役買っていた可能性も無くはない。^⑧前稿で見た通り、有吉は五月十三日に内田（康哉）外相に宛て「黄郭主軸」方

針―黄郭を交渉窓口として折衝する方針―を上申して認可を得ている。その直後の十六日北平公使館の中山（詳一）書記官は黄の腹心許卓然から極秘に黄の秘策を告げられ、「此ノ点ニ就テハ上海ニ於テ日支間ニ既ニ話合着キ居レリ」と内田外相に報告している。^⑨

今一度『日本外務省記録』でその間を辿り直すと、五月四日有吉公使は黄郭と会見して黄から「時局收拾構想」を聞き、六日黄側から日本側の真意を質されている。九日有吉からの報告を基に、内田外相は有吉の意向として黄に收拾案への賛意を表明させることを決めていく。その際の日本側の真意とは、「支那軍カ日本軍自体ノ安全及滿州国国境ノ確保ニ対シ危険ノ及ハサル様行動セハ問題ナキ訳ナリ」というもの、つまりそれらの目的が達せられれば日軍は即座に「長城線ニ帰還セル」ことを既定方針とするというものであった。^⑩ ついで、蔣介石の密命で北平に先遣されていた張鞏から、圧力を強める日軍側に対し再びその真意如何が問われたのに対し、有吉は十三日黄郭ら対日緩和派を支持する判断を固め、「黄郭主軸」方針の上申に及ぶのであるが、その日は先の「岡村からの回電」の日に合致する。これらを繋ぎ合わせると、黄は上海で停戦成就の秘策を日本側と合意したうえで十四日北上し

た可能性が高い。

根本武官の線を更に手繰ると、前稿で見たように、参謀本部の鈴木貞一中佐を経て荒木陸相に繋がる。鈴木中佐を介しての荒木方面との接触も蔣介石の指示になることは前稿で触れた。この頃日本では、長城越え作戦が昭和天皇の「御下問」で一時制御が掛かり、関内進出を抑制しつつ満州事変後の日華関係転換の模索も伝えられた。蔣・黄らはその種の動きに期待を寄せ、対日緩和を進めたことが推測される。ただし、その日本側の模索には、陸軍内の抗争も相いまち、視界不良の懸念が色濃く帯びていた。それに加えて、前稿で触れたように日軍側の根本、永津、岡村らにせよ、中山、有吉ら外務官僚にせよ、黄鄂ら「親日派」と協調する一方で、日軍の安全及び国益追求に熱心な余り黄鄂らを欺く結果を招いた面がなかったとは言えない。停戦実現に向けた日華協調は危険に満ちた賭けであったが、黄鄂はその危うい賭けに乗った可能性が高い。

つぎに黄鄂北上後を見たい。「北平密議」から停戦協定調印までの経緯は前稿で見ているので、ここではその裏面史を辿ってみよう。

停戦協定締結と政整会の正式成立後意気揚々南下した黄鄂

は、八月二十日上海で新中国建設学会の同志を前に「華北談判の経過」を報告している^①。それによれば、北平到着後三日を経た七月二十日、天津から「旧友」^②が訪ねて来て永津武官との会見がお膳立てされたが、「趙敬時事件」が偶発し、その煽りで停戦根回しの計画がふいになり、北平軍分会も司令部を保定に移して背水の陣を敷くことになった。平・津攻防戦が間近に迫り、停戦実現の秘策に狂いが生じて、黄は焦燥感を深くしたが、その矢先の二十二日夜半十一時、行政院長汪兆銘から停戦交渉のゴースト電が入る。黄が軍分会に駆けつけると、分会は徹夜の防備構築で出払い、留守番の黄紹竑一人を残すのみであった。そこで黄紹竑に後事を託し、急遽李擇一ほか数名のみ伴って挺身徹夜の日華交渉に臨み、「筆舌に尽くせぬ消耗の末」合意を取りまとめた、云々というものであった。報告の締めくくりで黄は、個人の「功罪」、「毀誉」など度外視し、「天は自ら助くる者を助く」の信念のみに従ったと自負したが、これが「北平密議」のプロットとなった。

つぎに、その同じ過程を、陶尚銘の回想^③によって辿ってみよう。当時北平軍分会参事であった陶は二十二、二十三両日の経緯をつぎのように語っている。

まず、二十二日午前、北平公使館の中山「代辨」（公使代理）

から電話があり、何応欽軍政部長にしきしき相談があるから取り次ぎを頼むということであった。中山は何応欽に会うなり、政府から訓令が届き、もし国府側から講和の申し出があれば受けてもよいとの旨を告げ、ただしそれまでの個人身分でなく、国府を代表する資格の者を望むと告げたとされる。日軍が北平東北方の通州、北方の密雲に迫り、緊急を告げる中でのこととされる。何応欽はすぐさま黄郛を推挙するとともに、黄に応対を依頼した。黄は日本海軍に顔ききの李擇一に仲介を頼み、北平公使館海軍武官藤原（喜代間）の宿舎で中山との会議を設定させ、永津を呼び寄せ「北平密議」に及んだとされる。

上記陶尚銘の回想には後述のように不確かな点が無いではない。しかし、当事者の回想として参考に値するものも少なくない。それによれば外務省の中山補佐官が「代理公使」の職権でまず軍分会の何応欽に接触し、日本政府筋の意向として停戦交渉の用意を伝達すると、何はその役を黄郛に振り、かくして行政院筋の黄が軍事停戦交渉に乗り出す準備が整う。ところで、その交渉であるが直接関東軍に行ったのではなく、日本通として知られ、日本海軍に顔ききの李擇一の仲介を得て、藤原海軍武官の介在となるのである。また、回想

では、趙京時事件^⑩で緊張が高まるのは二十三日、つまり密議終了後とされ、その解決は「停戦合意」受諾と交換条件で処理されたとしている。つまり、日本側は事件を圧力として利用したということであるが、黄郛の「経過報告」では、それは「密議」前の非常事態として語られている。とにかく北平密議の「筋書き」には作為臭を窺わせる。

さらに陶の回想には、黄郛北上の直前東京から人づてに内報があり、蒋介石が黄郛に交渉の全権を委ねるなら、日本は停戦に応じ、関内の「戦区」を国府に返還しても好いし、満州国の溥儀にも帰ってもらう用意がある、など告げたという下りがある。黄はそれを確認すると俄然積極的になり、華北問題の解決に乗り出したとあるが、時間的前後関係等の点で疑問が残る^⑪。また、根本上海武官について、黄郛は根本武官を私的相談役として招聘したとも回想しており、興味が引かれるところである。

以上が示唆するところは、塘沽協定では両国現地当事者は意外に親密な間柄にあったということである。根本、永津の両武官は、国府側の言う「黙契」策に肩入れし、黄郛・何応欽らから信任を確保し、相互撤退策を日軍が撤回した後もなお「黙契」策の線で非公式折衝を続け、さらに有吉・中山ら

もそれに加担していた可能性が高いが、停戦協定はこのような状況中の所産であつたということである。黄郛亡き後、夫人の沈亦雲が夫の回憶録に添えてコロンビア大学に寄贈したドキュメント——つまり『黄郛文書』——を調べると、密議での「四項目合意」が何応欽を介して北平軍分会に受理されると、永津は合意事項を清書して黄に送り届け、協調の結実を相互に確認し合つたのである。²²

この二十三日から協定調印までの経緯について、亦雲夫人は『黄郛文書』内の往来電を開示し、黄の「独断専行」の嫌疑を晴らそうとしているが、別の解釈の可能性も排除できない。つまり、その開示史料から、むしろあの決定的な機微の時期に、黄が慎重・緻密な配慮を巡らし、速やかな停戦実現を演出した様子が如実に読みとれなくもないのである。つまり独断専行の様子がそこから透視できるとする方が自然なのである。協定調印に至る最後の局面で、黄は「陣前乞和」「城下の盟」の不利を承知の上であつたろうし、両首脳から「核准」を経るべしとの重ねての念押しを脇に置いて日本側に追随したことも前稿の通りである。とにかくこの間は黄郛の一人舞台であり、それほどに彼は停戦合意を急いでいたというのが事実に近い。

つぎに「口約」について見ておきたい。

『日本外務省記録』を見ると、政治的協約関係に関して、内田外相から中山書記官に対し、「了解事項を記録に留めて両国当事者が書名捺印する」よう指示されている。中山の伝言を受けて、岡村寧次は協議の終わり際に「排日に関しては政治的交渉の項目にて本交渉とは別個なるも、黄郛氏において速に第二次の交渉を開き根本の禍根を剪除せらるる如く、貴代表にて斡旋せられんことを切望」云々と述べているが、これらは前稿の通りである。停戦協定はあくまで表向きは軍事的協約に限り、満・華国境の画定、満州国の実効統治容認、満・華両域の交流、国府内の排日抑制等の諸問題につき、平和回復後に政整会を窓口にして協議に尽力することを口頭で約したのであるが、当時の国府では余りにことが重大なためか、国府側公文書は言うに及ばず、黄郛関係の文書中にもその種の機密文書は見えていない。

しかし、詳細に調べてみると、その口約は必ずしも幻とは考えられない。例えば日本側当事者の中山は、翌年三月二十九日に纏めた覚書の中でそれに触れている。それに拠ると、その前日中山は黄郛を訪ね「過去一年間特二昵懇三御交際ヲ得タル関係上忌憚無ク言ハ本官ノ得タル情報ニ依レハ

黄氏北上後既二一年ニ達セントスルニ拘ラス停戦協定當時口約セラレタルモノノ内実現セサルモノ尠カラス河北ノ現状ニ對シ日本側ニ於テ不満ヲ抱クモノ漸ク多ク密ニ憂慮シ居レル次第ナリ」と告げたところ、黄は協議の遲滞を詫びたうえで、南下（＝第二次南帰）の際には必ずその実現に尽力する旨述べたとある。中山はそれに続いて「北平申合事項」の進捗状況に触れ、黄ら「北支政權」はその責任上熱心にその遂行を研究中とし、それが蔣・汪兩首脳部に容れられない場合北に戻る意志はないかもしれないとの予測を伝えている。さらに中山は微温的な黄郭「政權」に対し日本関係者中に不満が高まっている点に触れ、日本側がそれに代わる独立政權樹立を目指す場合、「相當ノ兵力ヲ以テ之ヲ援助セサル限り到底不可能」とし、且つそれは「極度ニ疲弊セル北支經濟ヲ更ニ深刻ナラシメ漸ク其ノ曙光ヲ見ントシツツアル我經濟發展ヲ根底ヨリ破壊スルモノニシテ帝國ノ北支ニ庶幾スル根本方針ニ副ハザルモノ」と述べている。²⁰ともあれ、「口約」は黄の周辺にはその自覚があり、且つプレッシャーとなっていたことは間違いない。

本章の締めくくりに、日華提携をめぐる黄郭の持論に触れておきたい。

前稿でふれたように、黄郭は蔣・汪兩首脳に懇請されて政整会委員長に就任した形を取り、華北での日華交渉に出馬した動機を量している。しかし、黄はその前後折に触れて日本観、東亜国際関係、日華関係の現状とその転換、満州国問題とその処理等につき断片的に語っている。それら断片を繋ぎ合わせれば、黄郭出馬の動機・思惑を理解する一助となるのではないかと思う。外交交渉であれ、それが人に媒介される以上、交渉仕掛け人の内面も規定要因と見るべきであるが、塘沽協定をすぐれて黄郭関与の所産とすれば、とりわけそれが該当すると考えられる。²¹

黄郭と彼に招請された実務担当者達は日本留学者を核とした親日派と概括することができる。その親日派グループは、宋子文らいわゆる欧米派と違って、国際関係に対する関心は相対的に希薄で、地政論的発想が顕著と言える。つまり、遠隔の国際連盟や英米等からの支援に過大な期待を抱かず、まづ何より近隣する日ソ兩國との関係を重視する。しかし、反ソ反共の信念と南京政府樹立後の国策・国策とに基づき、黄らは対ソ警戒・対日接近の政策を至当とした。²²北伐時期、黄郭が蔣介石に「連ソ容共」の転換、すなわち「離俄清党」を迫り、日本の幣原外交と歩調を合わせて上海四・一二政変を

演出したのも、まさにこの信念からであった。²⁷

しかし、日本の山東出兵、とくに一九二八年五月の濟南事件、続く満州事変で、日華関係が極度に冷却し決裂寸前となったため、まずは対日緩和に全力を注ぎ、徐々に相互依存・共存共栄を模索する主張に至る。ところで、対日緩和の為には満州国問題が大きな障害となるため、その合理的解決を提唱し、満州事変が起こると第二次幣原外交に期待を寄せ、満州国成立後には満州国問題を「棚上げ（セツトアサイド）」して共通利害を模索する、例えば東北の領土保全が認められれば日本による満州経営を許す等、さまざまアドバルンを揚げている。更に日本による満州国成立、東四省占領以後には、長城以北については、さしあたり現状凍結やむなしの姿勢にあったと言っても過言ではない。²⁸ また、黄は「安内攘外」政策の強固な支持者でもあったことも言うまでもない。

この満州問題の棚上げのうえでの日華連携論を蔣・汪両巨頭も共有していたのであるが、彼らは日本国内にその日華連携論に共鳴する「良識」勢力が存在し、徐々に力を強めるものと期待感を抱いていた。その「良識」派の一例として、故佐分利貞夫と幣原喜重郎、高橋是清、廣田弘毅外相、近衛文麿をはじめとした政・軍関係者が挙げられ、黄らは満州事変

後の軍閥的狂信はこれら良識派の台頭によつて是正されるものと期待し、停戦協定前後にも公私両面から繰り返し接触を試みている。²⁹

停戦協定締結に邁進した黄郛には、この日華連携論がその行動の源泉をなしていたのではないかと推測される。停戦を実現して、国府の窮状を救うとともに、停戦の実効によつて日華関係を好転させ、中国は日本の資本力を利用して東北から華北を開発し、日本に原料・市場の不安を緩和させる。また、国府は日本の対ソ脅威感を中国の安全保障にリンクさせる、等というように、その青写真が出来つつあった。

しかし、その日華連携論には具体的裏付けが伴っていた訳ではない。当の日本側は国府側の緩和シグナルを察知して対応はしたが、黄らが想定するような相互補完意識は希薄なうえ、殊に満州問題では「九・一八」以前に立ち戻る決断はほぼ皆無に近かった。したがって、停戦によつて直接交渉の糸口を付け、徐々に譲歩を探るといふ黄郛らの思惑は視界不良を免れなかった。停戦協定締結に至る黄郛の尽力は獅子奮迅の譬えに恥じないが、その完璧に見えた筋書きも実は砂上樓閣の懸念を免れず、「信義」の形骸化は瞬に完全無欠と見えたと停戦シナリオを綻ばせて行くことになる。黄郛らが平和の

回復、日軍の長城北への撤退、華北の復興と中央化促進等を夢見て日本側の思惑に警戒を欠いたのであれば、その不明を指摘しないわけにはいかないであろう。

当時の国府トップであるが、蔣介石は直後の六月一日行政院長汪への電文の中で、第三項の日軍撤退実現のためには緩衝地域設置もやむなく、それによって日軍が撤収すれば華北保全と戦火でうけた軍民の苦痛も癒されるとした。黄らが満州国承認などの政治的束縛を一切負うことなくそれを達成したことをもって、孤軍奮闘国府の崩壊を救ったと賞賛し、黄郭・何応欽ら華北当局を擁護したのである。当時の国府トップも停戦協定によって日軍は長城北側へ引き上げることが確信し、不利な措置も「委曲求全」と呑み込んだというのが実情であった。

三 政整会委員長辞任、 政整会解散までの黄郭

この時期の黄郭については謝国興、楊天石、張学繼諸氏による研究蓄積があり、とくにコロンビア大学収蔵の『黄郭文書』を渉猟した楊氏の分析により、本章の趣旨もその半ばは

尽くされている^①。ただ、本稿では、ややアプローチを異にし、黄のこの間の経緯を「失意・悔恨」の線で見ただけでなく、対日観と対日政策の転換とリンクさせて捉え直そうとするものである^②。

本章での検討に先立ち、アプローチの視角を確認しておく。と、一九三五年六月十八日王克敏が政整会委員長代理に任命され、黄郭は実質的に重責を解かれる。それは直前の十三日黄が行政院長に提出した辞任請求に応えるものであった^③。黄の離任は職責全うの結果ではなく、山積する懸案を前に責任を投げ出したのも同然であった。辞任を承認される以前から、黄は経過報告や休養に名を借りて北平から南下していたが、しだいに郷里莫干山に籠もったまま北上を渋り、再三政府首脳「帰任」督促を拒み、辞任表明を繰り返したあげく肩の荷を降ろして休養することが許されるのである。黄に好意的もの言いをすれば、対日交渉の難局から身を引くことによつてより大きな政治的リスクを回避したのである。対日交渉に勇躍乗り出した二年前と比べれば、その末路での黄の傷心は想像を絶するものがあつたと察せられる。以下いくつかの時期に分けて推移を辿ってみたい。

(二) 協定発効後廬山談話会まで

一九三三年六月～九月初め

まず、停戦協定締結直後の六月初旬を見る。協定の批准を求めて二日に国防会議が、翌三日に中央政治会議が開かれたが、黄郛らが協定に独断専行調印したこと、すなわち中央の核准を待てとの厳命に違背したことに対し、厳しい批判が噴出した。協定の追認を企図した汪兆銘は黄郛・何応欽ら現場責任者を庇いきれずに立ち往生となった。その窮地を救ったのが蔣介石で、蔣は一切の責任は自身にあるとする汪宛通電の開示を許し、一任の形で辛くも政府・党内の合意を取り付けたのである。^②

協定発効後の二、三ヶ月、政府・党の中枢部で、外交方針・対日政策の検討が続いた。この時期、協定発効後の国府基本方針が、九月初旬の廬山談話会に至って一応の合意を見ることで知られる。その新方針とは鹿錫俊氏の詳細な検討を経て、「救国大計の確立」と評価されるものである。^③ また楊天石氏による「黄郛文書」の分析によって、それは宋子文らいわゆる親欧米派の後退と指摘されるところでもある。^④ この点につき若干検討を加えてみたい。

七月初めから九月初旬にかけ、勦共戦の為に江西南昌・廬

山に籠もる蔣介石を中心に、或いは中米綿麦借款の取り扱い、或いは「安内攘外」政策の優先順位、或いは停戦後の対日政策等を議するために、廬山談話会つまり党・政府首脳によるトップ会議が断続的に開催されている。具体的には、七月末からの蔣・汪トップ会議、八月中旬の蔣・汪・黄の三者会議を経て、九月六日最高首脳部を招集しての政策合意に至っている。その合意をみた基本方針は、要するに長城戦での傷を癒やし、平和回復の機会に経済建設に邁進し、外侮を受けな^⑤い^⑥で済む国力を養うことを大前提に、内では勦共戦に専念し、外では日本側を刺激する行動を極力回避し、併せて対日緩和を促進するというものであった。

ところで、国府の上記政策的合意を鹿錫俊氏は「救国大計」と呼び、多少とも継続的・安定的な内外政策、とりわけ新規の対日政策が制定されたことの意義を評価するのであるが、その新方針について二、三指摘しなければならぬ。

第一に、九月のいわば「第三次」会議^⑦では、蔣・汪の他に政府主要機関の長、党元老らが参集し、以後政府が採るべき「国策の最後の決定」をしたとされる。参加者には、いわゆる「欧米派」とされる宋子文も含め、決議への連帯責任として連署が求められたとされる。ところで、合意された上記新

方針の骨子であるが、実は黄郛が八月中旬廬山に蔣を訪ねて額を寄せ合つて検討した後、汪が呼ばれて開かれた三者会談で決定された線に一致するものであった。

第二に、許卓然の伝えるところによれば、黄は南下して蔣・汪両首脳と会うに際し、「辞表」を懐に直談判に及んだとされるが、その結果「対日及び北支善後方針ハ何レモ全部蔣・汪ノ容ルル處トナレル」と語つたとされる。さらに、三者会談の場で、宋子文が財政部長辞任を盾に新方針に反対すれば、両首脳から宋を辞めさせるとの回答を得たとされる。黄は九月の談話会を欠席しているが、六日汪から方針採択を告げるかたわら、「華北当局に相当自由な権限を与え、円滑処理を期す」旨の連絡が届いていた。「期待以上」の成果に気をよくした黄は、直後有吉日本公使に向け、「自分等ノ希望ニ対シ至極満足スベキ結果ヲ得タリ」と報告を送つてゐる。

第三に、この元來は黄郛プランの具体化とさえ言える新方針が第三次廬山会議で決議されると、黄は行政院長の汪から手交された決議文を「絶対極秘」の含みで「知友」の根本武官に内報した。それは有吉公使を経由して「部外極秘」扱いで広田（弘毅）外相に送付された。つまり、停戦協定締結以降も、「内報」により相互に信頼関係を繋ぐパイプがなお続

いていたことが知られる。

以上が九月廬山会議合意の新方針の内実に他ならない。華北問題に限るなら、それは右に示した通り、要するに黄郛プランの具体化という点に尽きる。且つ、その時点での広範な合意獲得は黄郛ら政整会サイドで推進された復興策、つまり「華北戦区救済」政策の言うなれば初期成果に負うものであった。

その間の筋を辿ると、停戦協定が発効して平和が回復されると、行政院下に「華北戦地救済委員会」が、政整会下に「華北戦地接收委員会」が立ち上げられ、日軍占領下の「戦区」二十二県の大部分が国府に「接收」され、河北省内の日軍もその大半が一応長城外に引き上げ、北寧線も回収・開通の運びとなった。また、懸案の「戦区」内対日協力部隊―国府側のいわゆる「匪軍」―の処理、難民の帰還・收容策も緒に就き始めた。日本側との間で、六月に長春、七月に大連、さらに唐山と「善後交渉」が幕開けし、停戦協定履行の為の日華協調も一応の進捗を見せていた。黄郛は河北での戦後復興、華北五省の中央化に自信を深め、その余勢を駆って中央との直談判に臨んでいたのである。

ただし新方針は単に初期成果の所産としてあつたに過ぎ

ず、廬山に参集した首脳陣も多くは模様眺めの姿勢を出ていないとすべきであろう。大連会議の後あたりから、関内・長城線の要衝では日軍の撤退は緩慢となり、部隊の一部残存の動きも見え始め、国府関係者に危惧の念を与えつつあった。また、日軍を補完した李際春ら反国府部隊の收容策も難航し、際限のない国費投入を余儀なくされつつあったし、接收・通車した北寧線と満州国管内の奉山線の接続による、北京・瀋陽間直通列車運行が懸案化しつつあった。とはいえ、この九月頃まではいわば風の間にあり、日本側の対国府攻勢は一服観を呈していた。

しかし、その平穩は長続きせず、前稿に見たように、日本側では、八月末関東軍から「第二段交渉案」の打診が始まり、陸軍省・外務省・満州国諸機関持ち回りの審議が続き、十一月初頭には「北支善後交渉二際シ取極案」での合意を見ていた。転機をなす「北平会談」の始まりに他ならない。このように見ると、九月の新方針を安定的・恒久的政策の確立と手放して評価するのは時期尚早であり、続く日華現地交渉の成否に左右されざるを得ない不安定さが残されていたとすべきではなからうか。黄郛について付言すれば、この時が得意絶頂期であつて、程なく動揺・当惑が始まることになる。

(二) 北平会談と動揺の始まり

一九三三年十一月前後

北平会談については前稿で見たところであるが、交渉の様相は塘沽の時とは一変した^④。それまで機能した両国現地当事者間での協調は大きく揺らぎ、日本側も「親日満」政権を当て込んだ黄郛ら「北支当局」の手ごわい抵抗に戸惑い、黄らも日本側の独善と専横に幻滅を深くし、あくまで国府の意を体した「華北当局」の立場を堅持した。国府側の抵抗に業を煮やした日本側は、本協定を逆手に長城線・関内における日軍のプレゼンスを正当化し、長城を挟んでの満・華両域の通車、通郵、通関等の交渉「申し合わせ」を強要した。黄郛らは「北平申合」の交換を余儀なくされ、先の「口約」とは比較にならない重い遵守義務を負わされたのである。黄らは合意事項の秘匿を申し合わせた^⑤が、政府・国民党内から、またメディアから、事あるごとに猜疑の目に晒されるようになる。

再び九月時点に戻るが、国府で新方針が合意され、黄郛ら「華北当局」にフリーハンドが認められた時、黄はそれをいち早く有吉公使に「内報」したことはすでに触れた。国府の最高機密は根本上海武官に手交され、日本側は黄らの「親日満」姿勢を信頼したと思われる。有吉はそれまで抑制してき

た平・津行きを黄に告げ、来る「第二段交渉」での協力期待を滲ませた^⑧。北平会談では、有吉公使は北平公使館に詰めて幕後で指揮に当たったが、根本も会議に陪席した。十一月六日の夕刻、すなわち北平会談の前夜、翌日からの会談に先立ち、政整会主催で岡村ら日本側委員の歓迎宴が催されたが、散会后根本は黄を引き止め、日本側提案書「北支善後交渉商定案」（先掲「取極案」の中訳文）を手渡した。すでに大連会議以来、一連の「善后交渉」では、交渉は口頭での確認に留め、議事の記録も取らないことで了解が成立していた筈が、日軍側は「協議案」を文書にし、その諾否を求めたのである。しかもこのたびは用意周到にも、日本側腹案の中文訳をあらかじめ明示したのである。しかも、根本は文言の修正はあつても「実質」の変更は認められないと釘を刺した。このことを「黄鄂文書」で確かめてみると、その際に渡されたのは手書きメモ様の文書であった。して見ると、それは黄鄂への信認の証として、協議のアウトラインを事前に明かしたものとも考えられる^⑨。

対する黄はと言えば、即刻文書を蔣・汪両首脳に電送するとともに、その対策協議を始めている。その交換電文によれば、黄は「（日本側提案の）措辞は婉曲ながら嚴重」と認め、

専門的検討によつて修改箇所を詰める必要を述べている。さらに、「酌量のうえ骨子は認めて偽国関係の字句を徹底的に削除するほかない」と述べている^⑩。その晩遅く関係者が集められ、深夜二時まで検討を続けた末、政治問題の協議には応じない、満州国に関する文言は削除する、停戦協定の善後処理以外は交渉しない、等の原則が確認されている^⑪。黄のこの時の感懐は管見のかぎり確認できていないが、受けた衝撃の深さと当惑振りには推察に難くない。実はこの直後から黄の政整会委員長辞任の動きが始まるが、その有力な傍証と言えるのではなからうか。

前述した八月南下の際の辞表は単にパフォーマンスであつたが、この時は失意と抑えがたい失策感に起因すると推測される。「北平申合」の交換文書は前稿で触れたように秘匿処理が施されたが、中央政治会議、国民党中央常務委員会、立法院と、日華交渉に風当たりは手厳しく、政整会解散の声さえ挙がり始めていた。蔣の意を受け、黄はつてを頼りに東京方面に緩和の動きを探ったが、日本から期待の動きは伝わつては来なかつた^⑫。

協定の果実に貪欲さを強める日本と反発・猜疑を強める世論に挟まれて、黄は蔣介石に「偽国（＝満州国）を取消す力

など無いし、交渉で偽国の活動を阻止することなど出来ない」

と弱音を吐き、上司の汪兆銘には「吾ら恥辱を忍んでからくも危局を支えてきたが、……公のために私を犠牲にしてきて、弁明すれば疑いを招くばかり」と愚痴をこぼし、「以後凡庸な私など国家の役に立たぬし、留まれば罪を重ねるのみ」と辞意を仄めかしている。その弱気に対して汪兆銘から、逆風はかねて予期の範囲と励ましの回電を得ても、北平会談での衝撃と懸念感の払拭は容易でなかったと想像される。救国の誠意は通じず、朝野の誤解を解くことの容易で無さに悲観に傾き始めた様子が窺われる。この頃の黄の様子を有吉らが伝えるところによれば、当初から黄の根回し工作には隠密性が随伴したが、この頃には日人との面会・情報交換も極力人目を避けるようになったとされる。表向きは公表とは異なるシナリオを一人胸に収め、民意に背を向けて黙々「口約・申し合わせ」の遵守に骨身を削る苛酷さに弱気になってきたことが窺われる。しかし、この時はまだ正式な辞職表明とまでは至っていないのではないかと判断される。

(三) 第二次南下(II南帰)時期

一九三四年四月〜九月

北平会談後、通車、ついで通郵と日本側との協議が続くことになる。それはいわゆる戦地における日常生活の利便機能を回復し、その一環として長城内外の交通、物流、郵便・為替を接続させるものであったが、日本側はそれを通じて満州国の実効支配を浸透させようとしたことは前稿で見た通りである。華北社会は東北と人の往来、物流に至るまで緊密化しており、それを政治力で長期間遮断することは困難であった。日本側はそれを利用して満州国の実質的承認を策したのである。それだけに満州国を「偽国」と峻拒する国府内では、通車・通郵交渉への懐疑と反発は根強く、協約実現を申し合わせていた黄郛や配下の実務担当者殷同らに対し、厳しい監視と非難が集中した。

まず交渉の焦点となったのは通車の方であるが、日本が強く求めた北平・瀋陽間直通列車の協議は遅々として進まず、その間に福建人民革命政府樹立、満州国の帝政への移行、天羽声明と事件が起こる度に中断が繰り返された。立法院では、満州国承認の嫌疑から、通車・通郵の協議差し止めから、黄郛更迭の声さえも挙がった。協議の度重なる中断に業を煮や

した日本側は、福建事変の終息直後の二月中旬には根本武官が黄郛を訪ねて通車協議を促し、二十一日には有吉公使が汪兆銘に直々通車・通郵の促進を迫っているが、四月末には参謀本部が中国班長影佐（禎昭大佐）を天津に送って近在武官を招集し、黄らによる交渉を緩慢と批判し、国府が責任回避するならば日本側は適当な手段を行使するとした。影佐らにはや遷延を許さないとして協定締結一周年を最終期限と通告し、併せて国民党党部禁止の企図も表明した。その板挟みの中で、黄郛は四月初め蔣・汪両首脳との方針調整を目的に南下したのである。

四月三日黄郛は北平を離れ、六日蔣介石との協議、十一日汪兆銘を交えての三者会談に臨んでいる。通車をめぐる最終調整が主な目的であったが、三者三様置かれた状況の相違から思惑が入り乱れ、協議は難航した模様である。それは五月になって蔣介石が黄郛宛電報で、拙速に中央政治会議（中政会）に提案するのはまずいとし、蔣・汪に一任を求めていることから察せられる。蔣介石の判断は二転三転の末、五月三十日中政会を招集し、蔣・汪両首脳の共同提案で行くということに決まった。しかし、この時、黄はその根回しを迂遠と感じて不服を洩らし、通車の早期解決を繰り返し求めてい

る。

その結果、三者会談終了後黄郛に短期休養を許す措置が取られている。それについて、黄は十六日上海帰着後の記者会見において、「私の進退であるが、華北の困難の中で一年近く整理に没頭し、精神体力とも疲労困憊しており、この機会に休養を取りたいと思う。蔣委員長・汪院長に懇請したところ、休養ならよいが、消極態度（辞任）は駄目ということであった。休養後体力が回復すれば北返するつもり」と述べている。

五月三十日中政会は汪行政院長提案の通車方案を承認し、七月一日平瀋直通列車の開通に漕ぎ着けた。しかし、国内世論の風当たりは厳しいものがあり、六月五日には上海の黄宅に爆弾が投げ込まれ、通車一番列車も塘沽郊外で爆破される等の動きが続ぎ、黄郛らに衝撃を与えた。六月六日黄は有吉を訪ね、「停戦協定による）日本側ノ義務タル撤兵ヲ履行シテ貫ヒ度キ考ナリ」と告げ、殷同を大連に差し向け、岡村少将に協議を依頼する旨語ったとされる。ほぼこれを境に、対日積極姿勢は影を潜める一方、北平帰任を渋り、委員長辞任と華北問題の中央責任での解決を強く要望するに至る。

通車提案が中政会を通過すると、蔣・汪両首脳からは黄郛

に北上して任務に復帰するよう催促が始まる。その煩悶のなかで、黄は六月末蔣介石が杭州に立ち寄った機会に北行辞退を直訴し、当座では許しを得たとされる。しかし、蔣は思い直し、腹心の張鞏を介し莫千山へ帰る予定の黄夫婦を足止めし、翌々日わざわざ説得に戻つたとされる。黄の辞意は亦雲夫人の慫慂によると信じた蔣は夫人に釘を差したとされる。更に七月六日には、蔣・汪連名で「北帰」催促の電報を送り、「三人の共同責任である以上、一人が抜けたら他の二人も投げ出すほかない」と圧力を掛けていた。

もはや帰任の途以外なくなつて、黄郛は矛先を塘沽協定の廃棄交渉に転じている。『黄年譜』によれば、七月十九日殷回の談話という形で、協定廃棄の意向が表明されている。殷は上海でのその記者会見に臨む前、黄郛の莫千山別荘に逗留し「対日外交方策」を打ち合わせている。その間に外交部次長唐有壬も招かれ方針調整が図られており、談話はそれらを受けてのものと考えられる。その中で殷は大略「華北問題、ことに長城一帯の日軍の撤退等が解決しないのは、日本側は華北政情不安のせいにするが、実はその原因は全て日本側が負うべき筋合いのものである。停戦協定は軍事が終わればもはや必要ない筈である」と云々と述べている。ついで翌日には、

殷は外交部次長の唐有壬、李擇一らとともに、上海日本公使館に有野（学）参贊を訪ね、非公式に協定廃棄の打診をしている。協定成立のいきさつを想起し、殷らはひとまず外務省筋に水を向けたものと思われるが、有野は「撤廢は関東軍の責任範囲であり、政府は直接関係ない」と答えている。実はこの間外務省は軍部側と協議を重ねていたことはすでに周知で、この点については後に触れたい。

以上は『黄年譜』限りのことであるが、『黄郛文書』はさらにシリアスな経緯を窺わせる。楊天石氏によれば、通車一番列車の爆破に衝撃を受けた黄郛は配下の殷同に「国民の心中に鬱積した不平を解かない限り、もはや禍患は防ぎようもない」と語り、七月二日北平武官の柴山（兼四郎）に連絡し、「取り消し協議を申し入れさせる傍ら、「この一年來の我が方満面の汚辱を濯ぎ、三年に及ぶ国民の憂鬱を安らげてほしい」と告げさせている。その一方で黄は七月七日行政院長汪兆銘に八つ当たりし、「人民の激情、強敵（＝日本）の『兼併野心』を恐れて、政府は責任回避ばかり。少数の者が板挟みになりながら国難解決に奔走しているが、国難解決の見通しもなく犠牲になるより他ないのか」等々詰め寄った挙げ句、「これまで道理の通じぬ強敵を前に道化を演じてきたが、通車も

成ったからには肩の荷を卸し自由にさせてもらう、後のことは知らない」と憤懣を投げつけている。更に十七日には両首脳に打電し、殷同を介して岡村に停戦協定取り消し交渉を申し入れたことを伝え、順当に行けば当事者双方で各々廃棄宣言をすれば済むし、支障があれば戦区内の紛擾を片づけ、双方で協定を誠実に守って拡大解釈を避けるよう提案する、とした。期待通りに行けば両首脳の指令通り北帰し引き続き数カ月尽力するが、駄目なら自ら責任をとって（「自効して」）辞職するとも告げたとされる。

七月二十四日開かれた第二次大連会議には、長春から岡村参謀副長、喜多誠一参謀部第二課長が出向いている。当時通郵協議を間近に控えていたが、協議は協定存廃に絞られた。黄郛らからすれば、停戦協定によって平和が担保され、日軍占領下の冀東二十二県の大半が接収され、北寧線も回収される筈であったが、関東軍は協定第三項を盾に残留して華北に睨みを利かせ、そのため親日・反国府勢力が戦地に跋扈して復興を妨げ、政整会の權威を損なわせていた。黄は北平会谈以降そのことに苛立ちを募らせ、すでに四月二十一日の時点で、殷同に対し先掲「談話」と同内容の電文を送っていた。この流れのうえに、六月六日の関東軍側撤兵要求が続くので

あるが、この頃を境に、停戦協定に替わる包括的政治協定を両国外交交渉で話し合うよう提案が繰り返されるようになる。

果たして、黄郛らのこの動きに日本側は敏感に反応した。現地からの報告を受け、東京の参謀本部・陸軍省、外務省間で慌ただしく意向調整が図られた結果、停戦協定撤廃交渉の拒否、つまり停戦協定堅持で合意し、かつ関東軍一任で決着した。これは取りも直さず黄郛を華北外交の場に押し出した陰の力であった外務省、とくに在華公館の華北での影響力の後退を物語るものであった。これ以後、在華外務省筋はしだいに南京政府とのいわゆる和協外交に没頭し、翌一九三五年から始まる軍部の「華北分離」化攻勢に対し、従来までの調整力を喪失するに至る。

一例を挙げれば、広田外交（第一次）の末期、関東軍が梅津・何応欽、土肥原・秦徳純両「協定」の余勢を駆って、華北五省ないし冀東地区の分離独立を徳憑する動きに出ると、広田外相は自身の押す「三原則」を南京政府に呑ませる圧力としてそれを利用し、国府側の不信を招くこととなる。三原則交渉の混迷は有吉大使の政治的立場を失わせ、翌三六年には曲を去ることになる。ブリッジ役の退場によって両国関係は曲

がり角を迎える。^⑧

少し先走ったので元に戻ると、第二次大連会議は関東軍側の拒否で成果無く終了した。岡村らは協定取り消し・関東軍の完全撤収の代償として、華北での中日経済提携、鉄道の共同運行等を提案した。日本の支援を背景とした華北経済開発は黄郛元来のプランであったが、日軍の撤退と治安回復、戦地の復興に懸念を抱き始めていた黄にとつて、なにをかわらんやのことであつた。その直後、彼は汪に対し「全精力を傾けて何の成果もなし。日本側の魂胆の悪辣には腹が立つより恐ろしくなる」と告げている。^⑨ 現地日本軍・政関係者との共感が地を払うなかで、黄の北平帰任の運びとなつた。

ただこの時点で黄は北へ戻つたのではない。八月十日より殷同を伴つて廬山に蒋介石を訪ね、華北政情を協議し、十二日には汪兆銘ら政府首脳も参集し、協議が続行された。「黄年譜」によれば、引き続き三者会談の予定であつたが、蒋介石が過労から体調を崩して中止になり、一週間の予定が九月五日まで廬山に滞在することとなつた。

この間の協議を伝える史料は欠けているが、その時期黄はメディアの取材に応じ、あるいは廬山軍官訓練団への訓話の形で感懐を語っている。それらを一瞥すると、「すでに智慧

も尽き果て、心力ともに消耗したため、骨休めをして胸のつかえを晴らしたい」と述べ、『大公報』記者王芸生によるインタビューでは、早く北帰して戦区民衆の苦痛を和らげてほしいという声もあるが、その期待に沿えそうにないとしたうえで、「もうこのあたりで道化役を辞めてのびのびさせてもらいたいところだが、国家の事を思うと冒険も出来かねる」としつつ、この先政整会の看板を掛けて強欲の日本関東軍との折衝を委ねられても、その結果は多寡が知れている、等と語っている。^⑩ ここに至つて、明らかに黄郛の日本に対する幻想は冷め、「(両国関係周旋の)手だてがもうないなら、早く引つ込んでこちらの邪魔をしないでくれ」という日本との間では、もはや私の出る幕はない。国家が従来通りその日本を相手に戯れ歌を謳えといえ、個人を犠牲にして従うほかないと述べたうえで、今や中国にとつて活路はただ、一 遠大な見識を持ち、二 じつと耐え、三 奮起して「弱国凶強」を目指す以外ない、とした。^⑪

この頃、長城一帯では日軍の動きがしだいに活発化し、いわゆる「華北密輸」も顕在化し始めており、その状況に黄郛は「当初の思惑と違う」との思いを吐露している。^⑫

(四) 最後の南帰から辞職まで

一九三五年六月まで

九月十九日午後黄郛は飛行機から北平に降り立った。しかし、当初北平に馳せ参じた時と比較すれば、華北の状況も黄郛自身も荒寥觀を漂わせていた。しかし、その感慨に浸る間もなく通郵協議が待ち構えていた。関東軍は従来と同様仲立ちの形で満州国郵務関係者を囑託委員として送り込んで交渉を促したのに対し、黄は国府交通部に専門委員派遣を求め、中央政府を交渉の場に引き出した。それは郵便・為替、それも長城を挟んでの満・華間のみでなく、東北經由での内外郵務全般に関わるものであったうえ、国際連盟の議決も作用を及ぼしていた結果であった。

しかし、問題の核心は満州国問題であることには変わりなく、国府側は満州国との公然の協議を峻拒し、切手、郵便スタンプに至るまで、満州国に関する表示の一再を削除するよう主張し、交渉は難航を重ねた。国府交通部、行政院はともに対日妥協の諍りを恐れ、協議は決裂の瀬戸際に瀕した。日本側は「申し合わせ」を振りかざして威圧を強め、鉄道沿線・要衝への軍備強化や演習の動きに出始めた。そのような緊張が高まるにつれて、やはり黄郛の調整力の出番となった。黄

は南京外交部から次長の唐有壬を呼び寄せ、留日經驗を持つ兩知日派の協調によって、十二月十四日通郵大綱他がかるうじて合意され、年末には東北通郵の実施に漕ぎ着けることとなった。一方その同じ頃、蒋介石は交渉の曲折を注視しながら、日本側の満州問題に対する威圧姿勢に怒りを深めていた。満州事変以降蔣は対日関係の破裂回避に傾注してきたが、「一つ問題を解決すれば、また次を求める」と不信を募らせ、「日本少壮軍人」の底知れぬ野望への警戒心を高めていたのである。すでに触れたように、蔣は一時停戦交渉に積極的に乗り、東北の主権確保と引き替えに、日本側の満州経営を黙認する覚悟も密かに固め、その線で汪・黄に対日折衝を委ねたこともあったが、停戦交渉が一巡を終えたこの頃には、「『最后關頭』の思いが過ぎつた」との後日談を残している。「敵乎、友乎」の想が練られ始める時期に当たる。

懸案交渉が一段落し、一時の平靜が期待されたが、三十五年に入ると日軍側は「華北停戦協定」拡大に向け一気に攻勢を強めた。関東軍はチャハル省東部(察東)への侵略を開始し、旧熱河に隣接する地域を満州国に併合し、内モンゴル地域の独立運動を扇動し、華北の空を自由に飛行し、天津郊外に許可なく空港建設の動きに出るようになる。そしてその一方で、

国府傘下の東北軍、冀察軍、中央軍等を緩衝区域外に駆逐し、非武装地域の拡大を露骨に推進するに至る。この延長線上に、梅津・何応欽、土肥原・秦徳純両「協定」が来るのであるが、それこそ前稿で指摘した「華北保護」体制のエスカレートに他ならない。この時、黄郛は経過報告の為に南下中であったが、関東軍の平津自由飛行等の暴挙に対し、四月十九日汪兆銘に電報を送り、「国は国でなくなる」と危機感を募らせつつ、対応の困難に頭を抱えている。^⑧この直後、配下の殷同からも、日本国内に関東軍抑制の華北政策の不在を伝える視察報告が届けられていた。^⑨

この深まる難局に一人華北に残った何応欽が対応に窮して黄郛に助けを求めると、黄はそれを婉曲に拒んで、「今後対日問題で中枢になるのは中央であり、地方交渉は九割方終わっている。中央が国際情勢をはっきり認識し、日本に対する方針をきちんと定めてくれたら、私が少しばかり荷を卸しても問題ない筈。さもなければ、指令で役目に戻っても裨益する所はないと思う。再三考えたあげく、南京・重慶を往來して（蔣介石の相談に乗る）方がまた貢献出来ると判断した」と返答している。^⑩ついで支那駐屯軍による「河北事件」が勃発して窮地に陥った何応欽から、対日緩和に尽力を求めると

の催促が続くと、黄は六月十三日汪兆銘に辞表を提出した。汪の慰留を拒んだ黄は、その痛切な思いを盟友楊永泰に、「事ここに至ってまた出馬せよとは、難局に追い込むばかりか、専制時代の自殺下賜と変わらない」と愚痴をこぼしている。^⑪

河北事件は在華・在満日軍の連携で発動されており、日本陸軍中央もほぼフリーハンドを与えていた。土肥原・秦徳純協定、梅津・何応欽協定と続く日軍の猛攻勢に為す術なく、何応欽は南京に身を避け、北平軍分会は崩壊同然となった。この同じ頃、東京・南京では外交関係の格上げによる日華和協が盛んに喧伝されていたが、広田外相は河北事件に対する国府からの調停要請を断り、現地軍部との交渉に委ねる意向を表明した。^⑫そのような中で、すでに触れたように、六月十八日国府は黄郛の辞任を事実上承認し、八月二十九日には政整会の解消を発令し、以後地方の処理を越える外交事件は中央で処理するとした。^⑬「華北当局」体制の撤廃であり、日本は「華北分治」の窓口を喪失することを意味した。行政院長の汪兆銘は体調不良を理由に辞職を表明し、十一月末には職を去る。その五日前の二十六日には、北平軍分会廃止も発令され、続いて十二月末には対日緩和政策を支えた唐有壬が暗殺に遭い、親日派は民国政治の表舞台から大挙去ることに

なる。

以上黄郛に寄り添いながら塘沽協定発効後の二年余を辿つてみたが、協定発効直後の得意絶頂から、幻滅・悔恨と焦燥感とで心身ともに憔悴するまでが鮮やかな軌跡を残している。平和を担保する筈の停戦協定が牙を剥き出し、便宜で設けた筈の緩衝地帯は半ば恒久化され、「戦地」では国府の政治・軍事機関、国民党組織が駆逐された後に親日・親満の「自治」組織が擁立され、日軍プレゼンス下で長城を越えての密輸が拡大する等、華北はあたかも日本の特殊勢力区域と化し始めた。それを眼前に黄郛は日本関係者に「顎で使われた」との苦渋がこみ上げ、思わず盟弟張羣に、「寒空に飲む冷や水は一滴一滴が痛いほど身に染みる」の諺通りで、死んでも忘れられない」と零している。

ただ、黄郛の場合、自ら幻想の虜となっていたとか、日本側に欺かれたとかで終わったのではない。それらも幾分は事実なのであるが、黄自身は苦渋の経験を越え失策の挽回に余命を賭けた点是非凡としなければならぬ。日本人の交渉を「連環套式」外交と呼んでその術中に陥らぬよう警戒を呼びかけ、日本と裏表のない親善を築く為には満州問題の根本的解決が不可欠と主張するなど、対日変化を先導している点も

見過ごせない。それに伴う日華関係の転回については章を改めてたい。

四 黄郛退任と日華関係の転回

一九三五年四月八日十日にかけ、有吉公使主催で在華総領事会議が開催された。その冒頭挨拶に立った有吉は、広田外交の下で対華政策は「水鳥から啄木鳥の段階」に転換を遂げつつあることを告げた。それは奇しくも黄郛退陣の二ヶ月前に当たり、有吉も各種情報からその観測を強めていたと思われる。在華政務官のトップとして、日本が黄郛なき対華政策段階に入り始めたことの表明であった。それはまた、それまで日本対華政策のイニシアチブがある程度保持してきた有吉外交の限界表白でもあった。北平の若杉(要)参事官から、外務省として黄郛を慰留する動議も出たが、有吉らにもはやその政治力は残されていなかった。かねて有吉は、中国内部に意志疎通のチャンネルを確保し、国府側の自律性のある程度尊重する建前のもとで、国府当局の創意として親日政策を推進させ、両国親善の趨勢のもとで懸案を順次解決し、最終的には満州国の実効支配の容認を勝ち取るというシナリオを

進めてきたが、軍部勢力はその間接的で緩やかな政策を疎んじ、ついに停戦協定の枠をはみ出す露骨な威圧行動に傾斜し始めたのである。⁸⁷⁾

しかし、変化は日本側だけに留まらなかった。『大公報』をはじめとして、二年前には塘沽協定締結を肯定したメディアの多数は厳しい論調に転じ、対日緩和に対する華北社会・民衆の視線も冷え込んでいた。⁸⁸⁾日華衝突の緩和によって華北の復興・建設に全力を傾注し、満州問題を「セツトアサイド」して日華共存を模索する等とした黄郭の往昔の妙案はもはや神通力をなくしていた。かつて「華北保全」を説いて停戦協定と黄郭らを擁護した胡適も程なくそれを自己批判し、東北の為に華北を犠牲にできぬとした先の主張を撤回し、東北問題を中国の死活問題と主張し始めていた。⁸⁹⁾

顧みるに、黄郭登場を要請したのは、有吉公使の表現を借りれば、華北に独立政権を樹立する、国民党体制を否認する等の強硬論では、相当な兵力常駐や絶大な財政負担、困難な国際関係を免れないとの見通しに立って、その危機回避の思惑からであった。停戦協定下で、関東軍のプレゼンスを背景に、黄郭ら「北支」当局に親日化を促す漸進策が採用されたのである。外務省のその「威圧外交」も黄郭退場を招いた一

因と言える。満州国に対する中国のみならず国際的な批判に対し、日本は国策上の隘路、つまり満州国を堅持しつつ対華・対外協調を模索するという綱渡りをついぞ是正することなく、満州国維持のために華北を特殊化する強攻策に傾斜して、まさに危機管理の鍵となってきた。架け橋 役を失ったのである。「水鳥外交から啄木鳥外交へ」の形容は言い得て妙であるが、宥和を経て言うなれば「東亜連盟」に進む政治構想は大きく色褪せたと言える。日本盟主を柱とした「広田三原則」や「東亜新秩序」はその廃墟に登場することになる。

黄郭の影が消えた後の華北では、架け橋があつて成立していた日華関係の平静は危機に直面することになる。日軍は軍事的冒険を強め、黄郭外交の所産であつた停戦協定の固定・拡大化を志向するようになる。一方、国府は政整会スタイルの地域統治を終息させるとともに、上海も含めて停戦協定システムの撤廃を目指すようになり、日本の「分治」―国府統治の切り崩し―政策との対抗を顕示し始める。⁹⁰⁾

最後に黄郭に戻ると、余命の僅かな時間は「抗日」への歩みとして刻まれている。最後の南下後すでに心身の憔悴は極まっていたが、北帰を拒んでいる間に肝癌を発症し、療養中の三十六年十二月六日逝去となつた。辞職を許されてのちわ

ずか一年半足らずの時間であったが、その余命の時間、黄郛は失意のうちに政界から身を引いたわけではない。南帰直後より、蒋介石に請われるまま相談役を引き受け、「対日緩和」から「抗日」への政策転換を率先準備し、それとともに彼の国民党認識も大きな転換を遂げている。

黄郛のその最後の営みを追うと、まず南帰早々の（一九三五年）二月、蒋介石の要請を受けて王寵惠と会い、汪兆銘も交え対日政策を検討している。これは蒋介石の発案で、ハーグ国際法廷に帰任予定の王に東京経由で日本の対華政策を探らせるとともに、王の口を借りて、日華交渉の基本三原則を提起させたことで知られる。その三原則とは、一 懸案の平和的处理、二 国際法上の平等の堅持、三 友情に基づく国交、などとして知られるが、黄郛はその転換に率先関与した。^⑧その意見交換の場で、国府側は従来のように地域的組織が関東軍等の出先機関と交渉する方式を改め、中央同士で交渉する希望も表明し、広田外相の賛意を得た。しかし、この協調の芽は直後の「河北事件」であっさり覆り、広田外相は日軍の河北における跳梁を放任し、国府側の強い不信を招くことになる。

一九三五年十一月関東軍による華北分離工作進行の最中、

延び延びになってきた国民党五全大会が開かれた。国民党は満州事変以降、内外政策の対立から胡漢民ら広東派が南京政府から離反し、蔣・汪合作政権の対日緩和策に対し元老層から弾劾が相次ぎ、閻錫山・宋哲元ら華北軍事指導者達は面従腹背する等統一を欠いてきたが、大会を機に大同団結の機運が高まっていた。また、国内では日本の華北政策に対し反日運動も沸騰状況を呈していた。その大会の場で、蒋介石は「外交方針」の報告に立ち、対日方針の転機を画する。「最后関頭」表明に及ぶのであるが、それは、「和平が完全に絶望に至らぬうちは決して和平を放棄しない、犠牲が最後のぎりぎりの瞬間にならぬうちは安易に犠牲を口にしない。……最後の犠牲を覚悟して和平に最大の努力を尽くす」というものであった。もはや妥協にも限度があるとの表明であった。この「最后関頭」決意は続いて中国の主権擁護・領土保全と具体化され、さらには華北保護体制を招いた塘沽停戦協定の廃棄を睨み、不退転の決意へと固まって行くことになる。^⑨石原莞爾が予期したように、満州事変後の「一切の政治的権益の返還」がない限り、事態收拾不可能の局面が近づいたのである。^⑩

ところで、この蔣の五全大会演説であるが、『黄年譜』によれば、演説草稿は蔣の依頼で黄郛が作成し、蔣はそれに末

尾の「最后関頭」部分を加筆したとされる。黄が国民党の「党をもつて国を治める」体制への厳しい批判者として自他ともに許してきたことは前稿で触れたが、蔣を介して国民党大会での基調報告起草するまでの大きな転換を遂げていたことになる。それは、抗日への思い―あくまでその秘めたる思い―が全てを圧倒したうえ、国民党が民意発揚の貴重な媒介環であることが自覚された結果と判断される。

一九三六年十月十日黄鄂の病床を見舞った蒋介石は、「抗戦準備は半ばを越えた」と告げ、華北外交での「委屈」の苦勞を労っている。十一月末、黄鄂は内蒙古百靈廟で傅作義軍が日軍・内蒙古徳王連合軍を破ったニュースを告げられ、歎喜の談話を残しているが、その直後に生涯を終えている。十二月六日、西安事件の六日前であった。

五 結 び

「塘沽停戦協定と黄鄂」というテーマ設定に一言言及すると、前者は日華両軍のみならず両国間の軍事的（＝政治的）協約であり、後者はその国府側における当時責任者であり、もとより同列に論ぜられるものではない。しかし、本協定の

場合いささか特殊と言うべき諸点にも注意を向けない訳にはいかない。つまり、あの協定は黄鄂の思惑の具現たるべきものであり、元来一時の方便として日華関係緩和の糸口となる筈のもので、その確信から黄鄂は「独断専行」を敢えて演じたと考えられる。日本は黄の思惑を渡りに舟と利用し国益がらみの思惑を協定に盛り込んだというのが隠れもない事実である。協定発効後、黄は停戦協定の行く末を言うなれば表裏にわたって見守り、その思わぬ展開に深い傷を負ったことは事実である。停戦協定によって平和が担保される筈が、日本側はその便宜的協定の半恒久化とそれを梃子とした華北支配を強め、黄を追い込んだと言える。

塘沽協定は南京政府の威令が及ばない「華北特殊地域」現出の起点となった。それは単純な軍事協定というよりは、接収なった「戦地」では国府の軍事・警察権を駆逐し、行政に日軍が介入する点で、日本による「保護条約」同然と化したのである。停戦協定に始まる「華北危局」回避の為に、国府にとって対日抗戦以外の途は著しく狭まっていた。その中に黄鄂は対日緩和の舞台を去り、抗日への反転を率先模索したのである。

「安内しかる後攘外」を掲げて対日援和に活路を求めている

た国府にとつて、抗日は絶望的自殺行為に等しかったことも事実である。そのような中で、黄郛は対日外交責任者として犯した失策の挽回を賭け、外交・政治の持論を大きく翻し、抗日への道筋を付けたのである。信念の対日緩和論者は覚悟の抗日論者に豹変し、国民党党治への一貫した批判者は党の組織力への期待論者に転じたと見えた時、黄郛の人生に結末が訪れたのであるが、その黄郛の歩みを辿りつつ、対日緩和派の抗戦こそが、日中全面戦争への決定的転機であったとの思いを新たにする。塘沽協定をめぐる日本側に偏した評価の見直しが急務と言わねばならない。

註

- (1) 拙稿「塘沽停戦協定の多面的性格―分析的アプローチによる試論―」(『上智史学』第五一号 二〇〇六年)。
- (2) 黄郛夫人沈亦雲の回想は『亦雲回憶』(上下、傳記文学出版社 民国六十年、以下『亦雲』と略称)、謝国興氏の業績は『黄郛與華北危局』(學位論文、台湾師範大學歴史研究所 民国七十二年、『親日衛國』(九大文化股份有限公司 一九九三年再版)を指す。
- (3) 謝氏の研究は停戦協定に続いて「華北危局」が生じるという論理になっており、その点では、協定によつて「平静」が担保されたとする日本近代史研究の通説とは対照をなす。また、同種の最新成果として、張学繼氏の『黄郛傳』(團結出版社 二〇〇五年)を挙げたい。それは黄の生涯に亘り、且つ各時期の關係史料をほぼ網羅した注目の成果と評価できる。
- (4) 分析的接近から当事者に内在しての理解的それへの転換であるが、歴史は究極的には人が決定要因という見地に因る。黄郛らがなぜあの苛酷な停戦協定に応じたか、その秘密は彼らの困惑とその推移を知ることなしには理解不可能と考える。この接近を介して、黄は「親日派」ではあるが「漢奸」とは區別される理由、黄の華北政治からの退場が盧溝橋での「事変」的局面を招来させた理由が明らかになると考える。
- (5) 「黙契」については前稿でも検討したが、そもその発端は国府側の記録に拠る限り、四月二十一日の根本提案から始まる。それが一時途絶えていたのが、何応欽の再提議で復活したことは『何応欽將軍九五紀事長編』上(同編輯委員會編、黎明文化事業股份有限公司 民国七十四年、以下『何九五』と略称)三〇六―三〇七、三〇九頁等より確認できる。

(6) 沈雲龍編著『黃膺白先生年譜長編』（聯経出版事業公司 民國六十五年、以下『黃年譜』と略称）下、五四八―五四九頁。

ただ、岡村のこの「回電」の内容自体は日軍がすでに公言していたものに合致し、特別機密性があるとは思えない。それを関東軍參謀副長が保証したことなのかと思う。

(7) 『黃年譜』下、五四七―五五〇頁。ここで『黃年譜』に少し言及しておく、その史料の源泉は後述の『黃鄂文書』（注21を参照されたい）で、沈雲龍氏が黃鄂に興味を持ち、彼の事跡を調べているうちに亦雲夫人の回想に聞き及び、夫人から幾箱分にもなる文書の閲覧を許されたものである。沈氏はそれに独自の調査・収集史料を加えて年譜を完成させており、黃鄂研究には欠かせない最高度の史料集となっている。

(8) 黃鄂が北平軍分会の機密電を日軍に内報したことは秘密裡のことで、その為か黄は日本側との接触が外部に洩れないよう神経を尖らせている様子が『日本外交文書』（以下『日外文書』と略称）「満州事変」（三）・「昭和期Ⅰ、Ⅱ」等に散見される。

(9) 前稿一〇四―一〇五頁。前稿では、日軍の戦術転換に気付かないとしたが、実際に転換を知りつつ、現地兩國出先関係者間の合意で停戦に持ち込めるという判断に傾斜したと考えられる。

(10) 根本博は陸軍參謀本部支那班に属し、その班長を勤めた後上海公使館付の武官に任せられたとされる。前稿ですでに触れたが、根本を黃鄂に紹介したのは鈴木貞一中佐で、鈴木は荒木陸相の意を汲んで、日華兩國の妥協線を探っており、その役を根本に託したと考えられる。また、岡村寧次との線を探ると、兩名は陸軍中堅將校が集った「一夕会」に属し、その線で接点が考えられる。

(11) 『日外文書・満州事変』（三）、事項四「塘沽停戦協定の成立」

昭和八年五月の部分。

(12) 『日外文書』満州事変（三）、昭和八年五月十六日 中山↓内田 第二〇七号。

(13) 同上、昭和八年五月九日 内田↓松平・出淵 合第九一九号。
(14) 『黃年譜』下、六〇四―六〇六頁。新中国建設学会は満州事変に触発され、黃鄂が上海在住の政財界有力者と語らって一九三二年六月組織した機関。初代理事長に黄が就き、会誌として『復興月刊』を発行。第四期に黄は「東北問題我見」を書いている。

(15) この旧友名は伏せられているが、面識のない永津武官との会見をお膳立てしたところから根本武官が考えられる。根本は天津の支那駐屯軍に配置替えも考えられ、以後も黃鄂の黒子役で交渉を補佐したことが想定される。

(16) 五月二十日北平で起こった中国人による日本公使館衛兵に対する傷害事件であるが、蒋介石系の士兵による襲撃という説もあり、その処理も含め詳細は闇の中の感がある。

(17) 陶尚銘「黃鄂と塘沽協定」（『文史資料選輯』第一四輯所収）。
(18) この公使代理について前稿ではその辞令が見当たらないとしたが、当時まだ北平に公使館が置かれており、随時臨機に補佐官が代理公使を勤めたと考えられる。

(19) この人物は黃鄂報告の趙敬時と同一人物と考えられる。同じ軍関係者の回想からあるいはこの方が正確とも考えられるが、実務責任者黃鄂の報告に従った。

(20) 前後関係不明というのは、『亦雲』下「最後北行」に黃鄂と鈴木貞一の談話記録が収録されており、そこでは国府が満州国に独立取り消しを要求しても日本は反対しない云々である。陶尚銘の回想でそれらの情報が入り交じっていると考えられる。
(21) 『黃鄂文書』に言及しておく、コロンビア大学所蔵のそれ

は、亦雲夫人が黄郭の思い出―それは後日『亦雲回憶』として刊行された―をまとめた際に使用した原史料を回憶録の付帯史料の形で寄贈したもので、講演録、メモ、往復電報等から成る。またそれは、大まかに北洋政府時期、上海市長・外交部長時期、政整会時期等に分類され、さらに、政整会時期は、職務柄関係の密であった汪兆銘を筆頭に、唐有壬、蒋介石、殷同らとの往復電報が各々まとめられている。電文類の多くは台湾国史館の『蒋介石總統檔案』や『外交部檔案』でも見ることができ、一部ここにしかないものもあり、彼の『日記』を除く一次史料がほぼ網羅されているといつてよい。本史料の閲覧に際して、本学リンダ・グロウヴ教授、コロンビア大学図書館 (The Rare Book and Manuscript Library) の関係者の方々より懇切なサポートをいただいた。記して謝意としたい。

(22) 密議の「四項目合意」は、この時点で「合意文書」となったと考えられる。

(23) 『亦雲』下、「二七 塘沽停戦協定」(四七九―四九三頁)。ここに協定締結までの重要な往来電報が網羅的に開示されている。

(24) 中山↓広田、第二一九号(『日外文書・昭和期Ⅱ』「華北問題」)。

(25) この視角での最大の成果が謝国興氏の労作と言える。謝氏は、黄郭による協定の促成↓協定に随伴した危局↓政整会での対処、の順で考察を進め、黄は結局「曲線抗日」を実行したとする。別の言い方をすれば、黄は「委曲」に耐えて「安内しかる後に抗日」のために時間稼ぎをしたと評価するが、筆者は「抗日」は幻想から醒めた結果であり、停戦協定は黄の「対日緩和」幻想の所産という評価を取る。

(26) 黄郭のこの種の言動を意識的に収録しているのが『亦雲』である。夫人は黄の対日外交を「失敗」と認めたくえで(序文)、

黄が対日緩和に執着した理由を、「二七 南帰」、「一八 北伐時期」、「二一 寧案」、「二一 我印象裡的日本」ほか随所で紹介している。

(27) 拙稿「国共党内合作の破綻に関する一考察」(『上智史学』第四五号 二〇〇〇年)を参照されたい。なお、張学継氏前掲書第二章にも詳述されている。

(28) 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策』(東京大学出版会 二〇〇二年)に、黄郭の「満州問題棚上げ」を含む対日緩和論が多数紹介されている。

(29) 『亦雲』二六 最後北行(下四四六頁)に蔣作賓情報が、二一九 餘事(下五三六―五四四頁)に殷同の日本視察報告が掲載されている。

(30) 楊永泰↓何応欽・黄郭 先西印電(『何九五』三四四頁)。
(31) 楊天石「黄郭与塘沽協定善后交涉」(『歴史研究』一九九五―三、以下楊天石論文と略称)。楊天石論文は『黄郭文書』を本格的に使用した最初の成果である。

(32) 中国の楊、張学継両氏は黄郭の対日妥協策の破綻として批判的に評価しており、とくに張氏は、「四七章、失意の南帰」、「四八章、憂鬱の中の病死」と総括する。

(33) 『黄年譜』下、民国二十三年、二十四年条等による。北平会談後、黄郭の言行には暗昧が増す。有吉ら日本関係者を介して伝えられる言行と、蔣・汪ら「身内」に表すそれとが徐々にずれ始めていることにも気付かされる。

(34) 協定調印後の党・政府を論じたものは多くないが、楊天石論文は「何九五」(上)所載の楊永泰転電(蒋介石発汪兆銘宛電報)を挙げこれを明らかにしている(七三頁)。

(35) 鹿錫俊前掲書は満州事変前後から塘沽協定締結直後までの国府対外政策を一次史料に基づいて跡づけた画期的成果である

が、「救国大計の確定」と評価する肝心の結論部分は鹿氏の主観的判断の域を越えず、客観的根拠に欠けるのが惜しい。

(36) 楊氏前掲論文七四頁。そこで、反蔣・汪・黄派の後退が論じられている。

(37) 『黄郭文書』では、汪兆銘関係の綴り中に「九月六日談話会商定之結果」として収録されているが、それは楊氏によりすでに紹介済みである。冒頭で触れた張学継前掲書では、この談話会を一年後のことと誤認している（前掲書二〇八―二一〇頁）。

(38) この一連の談話会については、国民党中央党史研究委員会所蔵の史料に含まれるが未見である。「第三次」とするのは「日外文書」に拠る（昭和八年九月十八日、有吉↓広田外相 第五六九号 『同・昭和期Ⅰ』、「日中外交関係一般」所収）。

(39) 同前、昭和八年八月二十一日、有吉↓広田 第四七八号。この時期の国府内政について、在華公館はかなり詳細な情報を入手しているが、黄郭側からの内報によると推測される。その為か前後の有吉から大臣宛電報はいずれも極秘扱いとなつてゐる。

(40) 同前、昭和八年八月二十五日 有吉↓広田 第四八七号。

(41) 同前、昭和八年九月九日、有吉↓広田 第五〇八号。なお、決議文は十六日直接手交されたところから見て、この場合は電報に依るものと推測される。

(42) 同前、九月十八日、有吉↓広田。黄郭は手交された決議文を根本武官経由で有吉に内示したとされる。根本は十六日北平から上海に帰着とある。

(43) 以上は『黄年譜』下、五七〇―六三六頁に詳しい。

(44) この時期いわゆる戦地回収政策と並行して、戦地復興目的の短期公債の発行、農業振興策の実施、華北財政の中央移管等が企画されている。また、併せて政整会の権限強化による華北統合も目論まれている。

(45) 前述のように、停戦協定と「救国大計」の合意は、国民政府内外政策、なかでも対日政策の確定ではなく、なお暫定性を脱していないとすべきであろう。

(46) 北平会談については前稿で触れたが、楊氏前掲論文のほか内田尚孝『華北事変の研究』（汲古書院 二〇〇六年）第四、五章に詳しい。内田氏は日本、台湾、中国で公文書を渉猟しているほか、『黄郭文書』中の「北平会談記録」等も用いて高度な実証成果を挙げており、この時期の研究にとって必読文献と評価できる。

(47) 北平会談の合意事項は双方の議事録には掲載されたが、黄らの要請で新聞等での公表用に別の合意文が作成された。この点は日本側―関東軍―公使館―の議事録に言及されているが、政整会側議事録にはない。この会談について、沈雲龍は日本側の「食言」、危険な目論見の露見と、等と評言を添えている（『黄年譜』下、六五九頁）。

(48) 昭和八年九月二十八日、有吉↓広田 第五六九号（『日外文書・昭和期Ⅰ』）。有吉は引き続き「黄郭ヲ支持シテ速ニ北方ニ於ケル事態ノ安定ヲ計ラシメ」るよう上申している。

(49) メモ様の「商定案」が事前に手交されたというのは筆者の推定の域を越えない。関東軍参謀部撰「取極案」がこの時中文訳されていた訳であるが、岡村らは信頼する黄郭に対しあらかじめ交渉の全容を示して協力を期待したと推測される。

(50) 『黄郭文書』「致蔣汪 虞一、二電」。なお、本文書には七月十一日の日付が編者により付されているが、楊天石氏は六日晚としており、それに従った。楊氏は「骨子は認める」云々から、国益を放棄する妥協と批判するが、検討の余地が残ると考える。

(51) 『黄年譜』下六三九頁。

(52) 北平会談後根本は日本に帰り、荒木ら軍部指導者と会い局面

転換を打診したが、芳しい結果は得られなかったとある(『黄
年譜』下、民国二十二年十二月三十一日)。それは蒋介石から「設
法緩和」を指示されて、黄郛が根本の所用に託けて東京方面と
接触させた結果と考えられる。

(53) これらの交換電文はいずれも『黄郛文書』にあるが「亦雲」、「黄
年譜」には未収録。思うに、後二者は黄郛の名譽を損なうもの、
国府・党の機密、それに対する批判に当たたるものは収録を省い
ているのではないかと察せられる。黄の最初の動搖は楊天石氏
の指摘通りであるが、この時はまだ正式辞任表明には至ってい
ないと判断される。

(54) 『日外文書』昭和九年六月六日 有吉↓広田 第四六〇号。
黄郛はこの頃まで延々隱密の内報關係を続けていたようである
が、それもしだいに希薄化する。

(55) 北平會談を政整會作成の議事録で見ると、黄郛、殷同ら留
日・親日派の対日交渉は日本に妥協的で、國益を省みないとい
う評価は妥当しない。しかし、關東軍等日本關係者との頻繁な
接触は自然国内での立場を悪くしていくが、殊に属員の殷同ら
は居場所を失っていくことになる。

(56) 『黄郛文書』所収。楊氏掲掲論文八〇頁に一部が引用されて
おり、この時期有吉は満州國を既成事実で議論の余地はないと
断言している。

(57) 同上、黄郛↓蒋介石(蒋介石關係ファイル、未見、楊氏論文
八〇〜八一頁を参照)。

(58) 五月十九日、蒋介石↓汪兆銘 皓西秘蹟電(『黄年譜』下
七三五頁)。

(59) この間の経緯は『黄年譜』下七二四〜七三六頁に詳しい。行
政院による休養措置は七二四頁参照。しかし、その後も黄は中
央が早期に決断するよう催促している。また、黄はこの時も三

者會談の内容を有吉に内報している。

(60) 有吉↓広田 第四六〇号(『日本外務省記録』「華北問題」所収)。

(61) 『國聞週報』が協定一周年に痛烈な社論を公表したように、
世論の風向きは一変し、対日協議の困難に黄郛は首を挙げたの
であるが、亦雲夫人は「辱國差使」の役は輪番で良い筈と蔣に
苦言を呈している(『亦雲』下五三〇〜五三一頁)。

(62) 『亦雲』下、七五〇頁。この部分でも、『亦雲』は他と違った
微妙なニュアンス、つまり「以後は中央の出番で、中央の責任
回避は許されない」との黄郛の反発を掲載している。

(63) 『黄年譜』下、七五四頁。

(64) 外務省議會調書『最近支那關係諸問題摘要(第六七議會用)』
上の六、「北支停戰協定善後關係諸問題」(外務省外交史料館所
藏)に詳述されている。

(65) 以上は『黄郛文書』を基にした楊天石論文に依る(八二〜
八三頁)。

(66) 『黄郛文書』「殷同ファイル」にあるが、『黄年譜』下七三〇
頁にも見られる。

(67) 『日外文書』昭和期Ⅱ所収。日本はこの時元來便宜的な管の
停戰協定を「反日一掃」まで長期維持することを確認する。そ
れを梃子に華北政策推進を確認したのである。

(68) 『日本外務省記録』・『満州事変・華北問題』(松本記録)。こ
の部分には、日本の对华政策が、一九三五年のいわゆる華北自
治をめぐって、軍部の動きと外務省在華公館、とくに有吉大使
の対応が完全に背離したこと、その時広田外相は軍部の「華北
分離」工作を黙認し、有吉大使の立場を失わせたこと等が記さ
れている。十一月二十日蒋介石は有吉と会見し、「北支自治」
抑制と交換に「広田三原則」実行を約していたが(「枢密院二
於ケル質問ニ対スル陸軍大臣ノ答申案」)、国府側は広田不信か

ら「三原則」協議に背を向るに至る。交渉の混迷は有吉大使の事実上の更迭に帰着する。

(69) 『黄郭文書』・「汪兆銘ファイル」・致汪精衛 民国二十三年七月二十九日。すでに四月頃より汪は対日接近を強めており、その意味では黄・汪は逆方向に進みつつあったと推測される。この点については内田氏前掲書一四六―一四八頁に詳しい。

(70) 八月九日の「書面談話」、十三日の王芸生インタビュー（『贛行雑記』「国聞週報」一一卷第三七期）は『黄年譜』下七六三―七六四頁所収。

(71) 同前王芸生「贛行雑記」。

(72) 『黄年譜』下、七六五頁。それは蒋介石と「華北外交を論じ合った後の談話とあり、停戦協定は「国難」打開に役立っていないとの合意の形成を窺わせる。

(73) 『黄年譜』で辿ると、通郵協議が満州国問題をめぐって連れ、その実施が宙に浮くようになると、日軍側は北寧線沿いで演習を開始し、要衝の返還を渋り、ついには一九三五年に入ると、満州国軍を動因してチャハル省東部の沽源県等への侵攻を開始するに至る。中国で言われる何、梅、秦、土両「協定」に続く危機の到来である。

(74) 民国二十三年十一月十八日、蒋介石↓黄委員長 巧申秘贛印『黄年譜』下八〇六頁。後に黄郭は殷同に対し日本の交渉方式を「連環套式交渉」と呼び警戒を促している。

(75) 蒋介石は後日「敵乎？友乎？」の重刊に際し、「その時中日局勢は『最后関頭』に進んだ」と注記している（羅家倫主編『革命文献』第七二輯）。

(76) 黄郭↓汪兆銘 皓未電（『黄年譜』下、八五八―八五九頁）。

(77) 殷同の「日本政情」報告は「亦雲」下五三六―五四三頁に収録されている（『黄年譜』下八六三―八七三頁）。そこには、近

衛文麿、広田外相、高橋是清らとの談話記録も併せ掲載されている。

(78) 黄郭↓何応欽 養（四月二十二日）。文中「重慶に」云々は、当時蒋介石はいわゆる「長征」の中共を追撃し四川にいたことから判断した。

(79) 黄郭↓楊永泰 戌（十三日）電（『黄年譜』下八八一頁）。

(80) このころの日本側の動向については秦郁彦「盧溝橋事件の研究」（東京大学出版会 一九九六年）を参照した。国府の対日折衝については『黄年譜』下八七六頁参照。

(81) 『黄年譜』下八八一―八九四頁。政解会解散は黄の判断とされる（八八九頁）。

(82) 同前、七六六頁他。「華北密輸」公然化の契機は塘沽協定と判断される。

(83) 同前、九五〇頁。なお、これは外交部長張羣が対日交渉態度を尋ねた返書とある。

(84) 同前。満州問題に対する黄郭の最終的結論と言える。

(85) 杜春和他整理「一九三五年日本駐華総領事会議記録」（『近代史資料』第八六号）。この会議開催は知られているが、日本外交史料館には議事録が残っていない。「解題」によれば、それは南京の第二歴史檔案館の『胡適檔案』中にあり、一九三六年四月徐雄飛なる人物の送付とある。

(86) 同前一二九頁。松本重治『上海時代』（中公新書）によれば、当時新聞人の間にそのような風評があったとする（上二四七頁）。有吉は柔軟外交の終わりを告げたのである。

(87) 若杉は黄郭「回任」を日本にとって最善とし、日本側の政策調整を主張している。

(88) 『黄年譜』には、協定締結後の民意の変化として『国聞週報』、『大公報』等の記事を収録しているが、「黄郭不来與日本態度」

(七五七頁)等どれも厳しいものがある。

(89) この点については、前稿の注93を参照されたい。

(90) 汪兆銘辞任後外交部長となった張羣は有田八郎、川越茂らとの交渉で、一貫して上海・塘沽両停戦協定の廃棄を要求するに至る。

(91) 『黄年譜』下八四六―八五二頁。なお、『上海時代』では、それは「対日接近外交の展開」としてまとめられている。

(92) この部分については拙稿「蒋介石の『最后関頭』演説を読む」(上智大学文学部史学科編『歴史家の散歩道』、二〇〇八年三月刊行予定)を参照されたい。

(93) 防衛庁戦史研究室編著『戦史叢書・支那事変陸軍部』(一)第二章 支那事変の勃発と不拡大方針、二二三頁参照。

(94) 『黄年譜』下九〇九―九一一頁。

(95) 同上九七六頁。それを聞いて夫人に「かくなれば死して憾みなし」と告げたところ。管見の限り、それはほとんど唯一の「抗日」吐露であった。

(96) 『黄年譜』下、民国二十五年十一月二十七日。その前日「遺言」がしたためられたが、その中で日本に互譲が呼びかけられている(同九八三頁)。

(97) 本稿はあくまで黄郛に寄り添って日中の戦争への暗転過程を見たもので、この過程の正面からの考察が待たれることは言うまでもない。一言付記すれば、それは満州事変が原点であることに相違ないが、「七七」が政府レベルでの抗戦の始まりであることも事実で、その統一した論理抜きの「十五年(あるいは近年のいわゆる十四年)戦争」論はありえない。また、日中戦争の實質的開始としての「七七」は、国府内の反日派ないし欧米派や中共系統のイニシアチブではなく、「親日派」というか「対日緩和派」の抗日であった点、大きな転機と評価すべきである

と考える。最後に、内田尚孝前掲書はその先鞭として本稿も負うところ少なくないうえ、内田氏には『黄郛文書』の調査では貴重な教示を頂いた。記して謝意としたい。

(はんの) りょうきち 上智大学文学部教授

